

具体的取組評価結果に対する意見書について

1 行政経営改革プランの取組内容の確認方法

資料6「具体的取組評価結果票（令和3年度分）」をご確認ください。

具体的取組評価結果票について、各取組み（全32件）について、取組概要、改革工程、実施内容、取組担当課の評価をご確認ください。

2 意見書について

各委員の方は、委員の経験、知識等から取組内容や担当課の評価について、幅広くご意見を賜りますようお願いいたします。

ご意見については、『具体的取組評価結果意見書（令和3年度分）』（以下、「意見書」という。）にご記入いただき書面にてご提出ください。

- (1) すべての取組み（32件）について、ご意見の有無を確認させていただきます。「ご意見」欄にチェックをしてください。
- (2) ご意見がある取組については、「意見記入欄」に取組Noを記入し、意見をご記入ください。
- (3) ご意見をいただくにあたり、次の点を参考にしてください。
 - 進捗度、目標指標評価、総合評価について
 - ・目標値に対する目標指標評価が適しているか。
 - ・進捗度、目標指標評価、実施内容を含め総合評価が適しているか。
 - 実施内容について
 - ・目的、目標指標の達成に向けた実施内容が適しているか。
 - ・実施内容に対するご意見、アドバイスなど。

3 意見書の提出について

ご記入いただいた「意見書」は、書面またはメール等で期日までに行政課へご提出ください。

【提出締め切り】

令和4年8月26日（金）まで

4 意見書に対する回答について

ご提出いただいた意見を行政課から取組担当課に伝えます。

取組担当課は、審議会の委員からの意見を令和4年度取組み中の事業への反映を検討します。また、令和5年度に取組む事業の予算要求への反映について検討を行います。

ご提出いただいたご意見に対する取組担当課の回答を書面にて送付します。（9月22日頃に送付予定）

次回の審議会（9月27日）にて、ご意見のあった取組みに対する回答の確認を行います。